

議案第 59 号

川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 21 年 6 月 5 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市市税条例の一部を改正する条例

川崎市市税条例（昭和 25 年川崎市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

附則第 10 項を削り、附則第 11 項を附則第 10 項とし、附則第 12 項から第 21 項までを 1 項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

地方税法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。